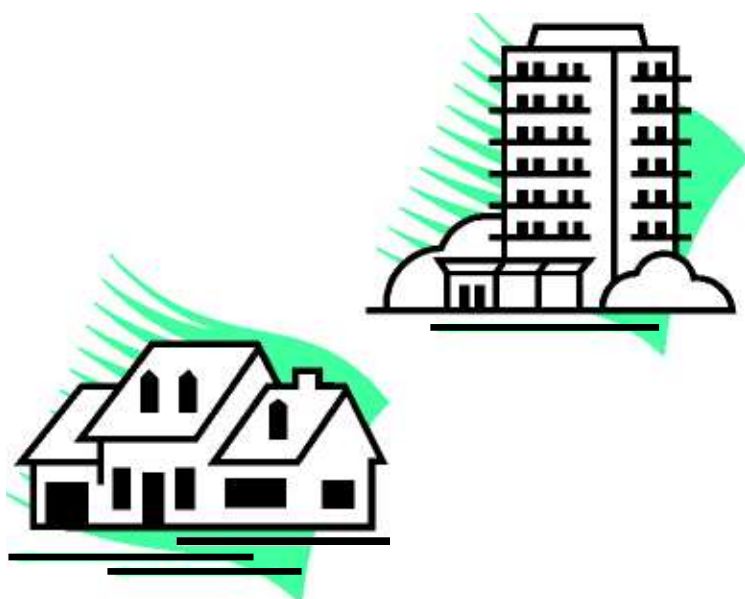


長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく

# 長期優良住宅建築等計画の 認定申請手続きの手引き



都市整備部 住宅課 住宅指導係

平成21年6月4日

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

Tel 03-3647-9473

Fax 03-3647-9268

江東区役所 5階 1番窓口

## 【目 次】

|     |                               |       |
|-----|-------------------------------|-------|
| 1   | 長期優良住宅建築等計画認定制度について……………      | P 1   |
| 2   | 認定申請ができる建築計画……………             | P 1   |
| 3   | 着工までの手続きについて……………             | P 3   |
| 3-1 | 申請手続きの流れ                      |       |
| 3-2 | 申請手続きの解説                      |       |
| 3-3 | 3-1と異なる順序で申請手続きを行う場合について      |       |
| 4   | 着工以降の手続きについて……………             | P 8   |
| 4-1 | 認定申請を取り下げるとき                  |       |
| 4-2 | 既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の内容を変更するとき |       |
| 4-3 | 認定長期優良住宅の建築工事が完了したとき          |       |
| 4-4 | 江東区より建築物の状況の報告を求められたとき        |       |
| 4-5 | 売買等により認定計画に基づく地位を承継するとき       |       |
| 4-6 | 認定長期優良住宅の建築または維持保全をとりやめるとき    |       |
| 5   | 長期優良住宅に関する相談先等一覧……………         | P 1 1 |

### 【関係法令】

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 24 号）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成 21 年国土交通省告示第 208 号）
- ・長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）
- ・江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年江東区規則第 号）
- ・東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年東京都規則第 98 号）

## 1 長期優良住宅建築等計画認定制度について

「長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号・平成21年6月4日施行）に規定されている、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことをいいます。

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的として、この法律が制定されました。

長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする方は、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができます。

## 2 認定申請ができる建築計画

江東区では、次の1～4すべてを満たす建築計画について認定申請を受け付けます。

1. まだ着工していない建築計画であること（既存の建築物は現時点では対象外となっております）
2. 江東区内の建築計画であること（敷地が他の区にまたがる場合はご相談ください）
3. 建築物の延べ面積が10,000㎡以下である建築計画であること（10,000㎡を超える場合、東京都が申請窓口となります）
4. 認定申請に先がけて、江東区都市整備部住宅課住宅指導係に「事前相談」（3-1及び3-2をご参照ください）を行っていること

認定の申請が行われた建築計画については、認定基準について審査を行い、適合の際は認定通知、不適合の際はその旨を記した書面を交付します。

長期優良住宅の認定基準は以下の項目となります。

| 性能項目等       | 認定基準  | 確認主体（原則）                           |
|-------------|---|------------------------------------|
| 劣化対策        | 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）に基づく認定基準を満たしていること   | 登録住宅性能評価機関または所管行政庁（江東区においては住宅課が窓口） |
| 耐震性         |   |                                    |
| 維持管理・更新の容易性 |   |                                    |
| 可変性         |   |                                    |
| バリアフリー性     |   |                                    |
| 省エネルギー性     |   |                                    |
| 居住環境        | 次のすべての基準を満たすこと<br>①申請される住宅が地区計画等の区域内にある場合、該当する地区計画等に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、建築基準法に基づき建築主事等が確認を行う条例制定項目以 | 所管行政庁（江東区においては住宅課が窓口）              |

|        |  |            |
|--------|--|------------|
|        | <p>外の項目に限る。)に、当該建築計画が適合していること</p> <p>②申請される住宅が該当する景観計画に定められた建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。)に、当該計画が適合していること</p> <p>③申請される住宅が建築基準法上の建築協定及び景観法上の景観協定の区域にある場合、当該協定に定められた建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。)に、当該計画が適合していること(なお、平成21年6月1日現在、江東区においては該当する協定はありません)</p> <p>④申請される住宅が江東区みどりの条例及び江東区マンション等の建設に関する条例の適用対象となる場合、当該条例に定められた建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。)に、当該計画が適合していること</p> <p>⑤都市計画施設等の区域内においては、認定を行いません。(ただし、開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されていることが各法の許可等により判明している場合は認定が可能となる場合があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第4条第4項に規定する促進区域</li> <li>・都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域</li> <li>・都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域</li> <li>・都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域</li> <li>・住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区</li> </ul> <p>※ 認定できない区域内では、他の認定基準を満たす建築物であっても認定できないこととなりますので十分にご注意ください。</p> |            |
| 住戸面積   | <p>[戸建住宅] 75㎡以上      [共同住宅] 55㎡以上</p> <p>ただし、少なくとも1の階の床面積が40㎡(階段部分を除く)以上であること</p>  | 登録住宅性能評価機関 |
| 維持保全計画 | <p>長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)</p>  | 登録住宅性能評価機関 |

### 3 着工までの手続きについて

#### 3-1 申請手続きの流れ

| 手続き       | 概要  | 期間                                  |
|-----------|---|-------------------------------------|
| ① 事前相談    | まず、なるべく早めに、江東区都市整備部住宅課住宅指導係（以下、「住宅課住宅指導係」）の窓口で、手続きに関する説明を受けてください。<br>その後、居住環境に関する認定基準の所管部署と協議を行っていただき、その内容と関係図書を「住宅課住宅指導係」にご提出いただきます。 | 申請者が各課と行う打ち合わせの日数による                |
| ② 確認結果の回答 | 内容の確認を行い、お電話で結果をお知らせします。  | 概ね2日程度                              |
| ③ 技術的審査   | 登録住宅性能評価機関で、当該建築計画の技術的審査（居住環境以外の基準に関する審査）を受け、適合証の交付を受けてください。<br>また、④の認定の申請までに、建築物に関する各種届出も行ってください。<br>建築確認申請についても、なるべくこの時点で行ってください。   | 登録住宅性能評価機関による                       |
| ④ 認定の申請   | 「住宅課住宅指導係」の窓口で、認定の申請を行ってください。（その際、表1（6頁）の認定手数料をお支払いいただきます。）   | 技術的審査を事前に受けた場合、申請の日から概ね1ヶ月以内        |
| ⑤ 認定の通知   | 「住宅課住宅指導係」より電話連絡が来たら、窓口にお越しください。適合の際は認定通知、不適合の際はその旨を記した書面を交付します。  | （不備や関連する他の手続きとの関係でこのとおりでない場合があります。） |
| ⑥ 工事の着工   | 「⑤認定の通知」が交付されるまで、工事の着工はできません。<br>また、工事中に変更があった場合は、別途手続きが必要です。   |                                     |

### 3-2 申請手続きの概要

| 手続き               |   |
|-------------------|---|
| ① 事前<br>相談        | <p><b>時期</b> 随時受付</p> <p><b>受付</b> 「住宅課住宅指導係」窓口（郵送等での手続きは行いません）</p> <p><b>提出書類</b> 「長期優良住宅建築等計画の認定申請手続き 事前相談における各課指導状況」（所定の用紙、以下「指導状況確認表」）<br/>計画概要、案内図、配置図（一階平面図）</p> <p><b>概要</b> 「居住環境の維持及び向上への配慮」（法第6条第1項第3号）に関する確認を行います。<br/>そのほかの長期使用構造等、住宅の規模、建築後の住宅の維持保全及び資金計画についてはこの段階で確認を行いません。</p> <p>(1) まず、<u>なるべく早めに</u>、江東区都市整備部住宅課住宅指導係（以下、「住宅課住宅指導係」）の窓口で、手続きに関する説明を受け、指導状況確認表を受け取ってください。</p> <p>(2) 指導状況確認表を使用して、「居住環境の維持及び向上への配慮」に係る認定基準を所管する部署に必要事項等を確認してください。</p> <p>(3) 関係部署への確認が終了したら、指導状況確認表、計画概要、案内図及び配置図（一階平面図）を「住宅課住宅指導係」に提出してください。<br/>その際に認定申請書の様式をお渡しします。</p> |
| ② 確認<br>結果の<br>回答 | <p>提出された書類により、当該建設計画が「居住環境の維持及び向上への配慮」における認定基準に関する協議を行っていることを「住宅課住宅指導係」において確認し、電話にて結果のご回答をいたします。</p>  |
| ③ 技術<br>的審査<br>等  | <p>登録住宅性能評価機関で、当該建築計画の技術的審査（居住環境以外に関する審査）を受け、適合証の交付を受けてください。</p> <p>なお、「居住環境の維持及び向上への配慮」に関する認定基準に係る江東区への届出がまだ終了していなければ技術的審査の前に行ってください。</p> <p>また、なるべく、④認定の申請の前のこの段階で、建築確認の手続きを行ってください。</p>  |
| ④ 認定<br>の申請       | <p><b>時期</b> 技術的審査等終了～着工の少なくとも1ヶ月前程度まで</p> <p><b>受付</b> 「住宅課住宅指導係」窓口（郵送等での手続きは行いません）</p> <p><b>概要</b> ①まず、「住宅課住宅指導係」窓口にて、申請書類を提示し認定手数料の納付書（所定の用紙）を受領してください。（納付書の発行については時間がかかることがありますので、時間に余裕を持ってお越しくください。<u>集合住宅等、申請件数が多い場合は必ず事前にご連絡ください。</u>また、そうでない場合もなるべく事前のご連絡をお願いします。）</p> <p>②江東区指定金融機関（区役所7階のみずほ銀行：<u>営業時間／午前9時～午後3時</u>）にて認定手数料を納付し、領収書を受領してください。</p>   |

③「住宅課住宅指導係」の窓口にて、領収書を含む下記書類を提出または提示いただきます。不備等なければ受理し、通知書引換証を交付します。

※ 書類や認定手数料に不足や不備がある場合は受理しません。また、未提出の書類について郵送等での受理は一切いたしませんので、後日改めて窓口にお越しいただきます。

※ 「住宅課住宅指導係」窓口におきましては、認定手数料そのもののお預かりはできません。

提出書類

|   |            |
|---|------------|
| ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第2条第1項に定める第1号様式による申請書                                     | <正・副 計2部>  |
| ② 適合証（性能評価機関が発行するもの）  | <原本・写 計2部> |
| ③ 施行規則第2条第1項の表に定める図書一式（性能評価機関評価後のもの）  | <写し2部>     |
| ④ 認定手数料の「納入通知書兼領収証書」  | ※提示        |
| ⑤ （適用対象となる建築計画の場合に限る。添付資料は不要。以下同じ）都市計画法第58条の2に基づく届出書の写し（窓口の受領印のあるもの）                            | <写し2部>     |
| ⑥ 景観計画届の写し（窓口の受領印のあるもの）   | <写し2部>     |
| ⑦ 建築協定・景観協定の内容に適合することがわかる図書（窓口の受領印のあるもの）  | <写し2部>     |
| ⑧ 受付処理済の緑化計画書の写し（窓口の受領印のあるもの）   | <写し2部>     |
| ⑨ マンション等の建設に関する条例の協定書の写し（区長印のあるもの）  | <写し2部>     |
| ⑩ 登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は適合する住宅の部分を含む住宅のみに限ります。） | <写し2部>     |
| ⑪ 登録住宅型式性能認定等機関が交付した型式住宅部分等製造者認証書の写し（住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅のみに限ります。）            | <写し2部>     |
| ⑫ 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の    | <写し2部>     |

基準に定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）」第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合があります。）

#### 認定手数料

一度納付いただいた認定手数料につきましては申請取り下げ等の場合においても返金いたしません。

○事前に評価機関の技術的審査を受けた場合（事前審査型）

1 件につき、申請しようとする建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額を、当該建築物における長期優良住宅建築等計画の申請を行う戸数で除した金額（百円未満は切り捨て）

（表 1）建築物の床面積の合計と手数料

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 100㎡以下及び一戸建て      | 7,200円   |
| 100㎡超～500㎡以下      | 13,000円  |
| 500㎡超～1,000㎡以下    | 23,000円  |
| 1,000㎡超～2,500㎡以下  | 32,000円  |
| 2,500㎡超～5,000㎡以下  | 61,000円  |
| 5,000㎡超～10,000㎡以下 | 104,000円 |

※一戸建ては、人の居住以外の部分（店舗等）を有しないものに限る。

※住宅以外の用途を含む場合は、建築物全体での床面積の合計により算出

|         |   |
|---------|---|
| ⑤ 認定の通知 | 「住宅課住宅指導係」より電話連絡が来たら、通知書引換証を持参頂き、窓口にお越しください。適合の際は認定通知書、不適合の際はその旨を記した書面を交付します。 |
| ⑥ 工事の着工 | 「⑤認定の通知」が交付されるまで、工事の着工はできません。また、工事中に変更があった場合は、別途手続きが必要です。                     |

### 3-3 3-1と異なる順序で申請手続きを行う場合について

江東区では、長期優良住宅建築等計画の認定に当たって、登録住宅性能評価機関による技術的審査を活用するため、3-1の手順を標準的な手続きの手順としています。一方、これと異なる手順によって申請手続きを行うことも法律上可能です。

それぞれの手続きに関する注意事項は下記のとおりとなります。

| 方法                               | 概要  | 注意事項   |
|----------------------------------|---|--|
| 方法①<br>(3-1<br>の<br>手<br>続<br>き) | ・ <u>技術的審査</u> (長期優良住宅の認定基準のうち「居住環境の維持及び向上への配慮」以外のものに関する審査、以下同じ) を登録住宅性能評価機関にて事前に行った後に江東区 | ・ 標準的な手続きとなります。<br>・ 「住宅課住宅指導係」に納付していただく申請手数料は、本手引き6頁の金額となります。(技術的審査の費用と建築確認申請の費用は、それぞ |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>に認定申請を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅の認定申請と別に建築確認申請を行う</li> </ul>  | <p>れの審査機関に別々に納付していただきます)</p>   |
| 方法② | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術的審査を登録住宅性能評価機関にて事前に行った後に江東区に認定申請を行う</li> <li>長期優良住宅の認定申請時に、建築確認の申出(長期優良住宅法第6条第2項の申出)を行う。</li> </ul> | <p>提出書類等が本手引きの案内とは異なります。事前にお問い合わせください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅の認定によって建築確認済証が交付されたとみなされるため、当該認定が取り消しをされた場合、<u>建築確認済証の交付があったとみなされなくなる</u>ので充分ご注意ください。</li> <li>認定の申請から通知まで時間(未定)がかかります。</li> <li>申請手数料については後述します</li> </ul> |
| 方法③ | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録住宅性能評価機関にて事前に技術的審査を行わず、江東区に認定申請を行う</li> <li>長期優良住宅の認定申請と別に建築確認申請を行う</li> </ul>                      | <p>提出書類等が本手引きの案内とは異なります。事前にお問い合わせください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定の申請から通知まで時間(未定)がかかります。</li> <li>申請手数料については後述します。</li> </ul>   |
| 方法④ | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録住宅性能評価機関にて事前に技術的審査を行わず、江東区に認定申請を行う</li> <li>長期優良住宅の認定申請時に、建築確認の申出(長期優良住宅法第6条第2項の申出)を行う。</li> </ul>  | <p>提出書類等が本手引きの案内とは異なります。事前にお問い合わせください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅の認定によって建築確認済証が交付されたとみなされるため、当該認定が取り消しをされた場合、<u>建築確認済証の交付があったとみなされなくなる</u>ので充分ご注意ください</li> <li>認定の申請から通知まで時間(未定)がかかります。</li> <li>申請手数料については後述します。</li> </ul> |

また、方法①(3-1の手続き)の場合以外の認定手数料については、下記のとおりです。一度納付いただいた認定手数料は、申請取り下げ等の場合においても原則返金いたしません。

#### 方法②

「住宅課住宅指導係」に納付していただく申請手数料は、方法①の費用(手引き6頁)に建築基準法の確認申請手数料と同額を加えた額を、認定申請時に納付していただきます。

(ただし、適合判定手数料は建築基準法の判定手数料に消費税を加算した金額)

技術的審査費用につきましては登録住宅性能評価機関に納付していただきます。

### 方法③

「住宅課住宅指導係」に納付していただく申請手数料は、表2のとおりです。

1件につき、申請しようとする建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額を、当該建築物における長期優良住宅建築等計画の申請を行う戸数で除した金額（百円未満は切り捨て）となります。

（表2）建築物の床面積の合計と手数料

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 100㎡以下及び一戸建て      | 47,000円    |
| 100㎡超～500㎡以下      | 109,000円   |
| 500㎡超～1,000㎡以下    | 175,000円   |
| 1,000㎡超～2,500㎡以下  | 345,000円   |
| 2,500㎡超～5,000㎡以下  | 617,000円   |
| 5,000㎡超～10,000㎡以下 | 1,062,000円 |

### 方法④

方法③の金額に建築基準法の確認申請手数料と同額を加えた額を、認定申請時に納付していただきます。

（ただし、適合判定手数料は建築基準法の判定手数料に消費税を加算した金額）

## 4 着工以降の手続きについて

### 4-1 認定申請を取り下げるとき

審査中の建築計画について申請を取り下げるときは、事前にご連絡いただいた上で、施行細則第10条の規定に基づき、取下げ届（所定の様式）をご提出ください。審査を中止し、関係図書を返却するとともに取下げ通知書をお渡しします。取下げ届に関する手数料は不要ですが、すでに納付いただいた認定手数料につきましては返金いたしません。

### 4-2 既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の内容を変更するとき

認定の通知後に内容を変更する際は、事前にご連絡いただいた上で、変更認定申請書（下記①の場合は施行規則第三号様式、下記②の場合は施行規則第五号様式となります）の正本・副本及び、申請添付図書のうち当該変更に係るもの（2部）をご提出ください。

本申請については下記表3、表4及び表5のとおり認定手数料がかかります。

#### ① 法第9条第1項による譲受人の決定を除く変更認定申請（法律第8条第1項）の場合

当該申請にかかる住宅が属する建築物の当該計画の変更にかかる部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加す

る部分の床面積) に応じ、次に掲げる額を、変更認定申請戸数で除した額 (100円未満切捨て)

(表3) 事前に評価機関の技術的審査を受けた場合

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 100㎡以下及び一戸建て      | 7,200円   |
| 100㎡超～500㎡以下      | 13,000円  |
| 500㎡超～1,000㎡以下    | 23,000円  |
| 1,000㎡超～2,500㎡以下  | 32,000円  |
| 2,500㎡超～5,000㎡以下  | 61,000円  |
| 5,000㎡超～10,000㎡以下 | 104,000円 |

(表4) 事前に評価機関の技術的審査を受けていない場合

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 100㎡以下及び一戸建て      | 47,000円    |
| 100㎡超～500㎡以下      | 109,000円   |
| 500㎡超～1,000㎡以下    | 175,000円   |
| 1,000㎡超～2,500㎡以下  | 345,000円   |
| 2,500㎡超～5,000㎡以下  | 617,000円   |
| 5,000㎡超～10,000㎡以下 | 1,062,000円 |

② 法第9条第1項による譲受人の決定における変更認定申請の場合

本申請は、譲受人を決定したときから3ヶ月以内に行ってください。

(表5)

|       |        |
|-------|--------|
| 1件につき | 2,100円 |
|-------|--------|

4-3 認定長期優良住宅の建築工事が完了したとき

建築工事が完了した際は、事前にご連絡いただいた上で、施行細則第11条の規定に基づき、「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書」(所定の様式)をご提出いただきます。建築士又は登録住宅性能評価機関が交付した工事監理報告書又は建設住宅性能評価書の写しを2部ご提出ください。

本報告書に関する手数料はかかりません。

4-4 江東区より建築物の状況の報告を求められたとき

法律第12条の規定に基づき、所管行政庁より建築物の状況の報告を求める場合があります。その際は、「状況報告書」(所定の様式)とともに建築物の状況を確認する上で必要な関連図書を提出いただきます。本報告書に関する手数料はかかりません。

4-5 売買等により認定計画に基づく地位を承継するとき

事前にご連絡いただいた上で、法律第10条の規定に基づき、「承認申請書」(所定の様式)及び地位の承継の事実を表す書類(正副2部)をご提出ください。後日、承認通知書を交付いたします。

本申請については下記表 6 のとおり認定手数料がかかります。

(表 6)

|        |            |
|--------|------------|
| 1 件につき | 2, 1 0 0 円 |
|--------|------------|

#### 4-6 認定長期優良住宅の建築または維持保全をとりやめるとき

事前にご連絡いただいた上で、法律第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」(所定の様式、正副 2 部) をご提出ください。後日、取消通知書を交付いたします。

本申請については下記表 7 のとおり認定手数料がかかります。

(表 6)

|        |            |
|--------|------------|
| 1 件につき | 2, 1 0 0 円 |
|--------|------------|

## 5 長期優良住宅に関する相談先一覧

- 延べ面積10000㎡を超える建築計画における認定申請

東京都 都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課

TEL : 03-5321-1111 (内線 30-323)

- 江東区を営業区域とする登録住宅性能評価機関一覧 (平成21年4月現在)

| 機関名                   | 電話番号(本部)     | 機関名                     | 電話番号(本部)     |
|-----------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| (財) 東京都防災・建築まちづくりセンター | 03-5466-2052 | (財) 住宅金融普及協会            | 03-3260-7395 |
| (財) ベターリビング           | 03-5211-0578 | (株) ビルディングナビゲーション確認評価機構 | 03-5960-3410 |
| (財) 日本建築センター          | 03-5816-7518 | (株) 国際確認検査センター          | 06-6222-6626 |
| (財) 日本建築設備・昇降機センター    | 03-3591-2434 | (株) ジェイ・イー・サポート         | 082-546-1378 |
| ハウスプラス住宅保証(株)         | 03-5777-1434 | 日本建築評価協会(株)             | 03-6202-3317 |
| 日本ERI(株)              | 03-3796-0223 | (株) 東京建築検査機構            | 03-5825-7680 |
| (株) 住宅性能評価センター        | 03-5367-8780 | (株) グッド・アイズ建築検査機構       | 03-3362-0475 |
| (株) 日本住宅保証検査機構        | 03-3635-4143 | SBIアーキテクオリティ(株)         | 03-5226-2433 |
| (株) 東日本住宅評価センター       | 045-503-3801 | 日本テストング(株)              | 078-392-8087 |
| (株) 西日本住宅評価センター       | 06-6539-5410 | (株) ジェイ・イー・シー           | 03-6658-4417 |
| (株) 住宅検査保証協会          | 03-5625-8411 | (株) さいたま住宅性能評価事務所       | 048-834-2892 |
| (株) 都市居住評価センター        | 03-3504-2385 | 一般社団法人 日本住宅性能評価機構       | 03-5358-8580 |
| (株) キュービーシー           | 03-6658-4440 | (株) 神奈川建築確認検査機関         | 042-701-3935 |
| (NPO) 環境住宅            | 03-5733-7856 | (株) 高良GUT               | 03-5980-8473 |
| 富士建築コンサルティング(株)       | 044-959-6786 | (株) J建築検査センター           | 042-720-8315 |
| (株) ハウスジーマン           | 03-5408-8486 | (株) 確認サービス              | 052-238-7754 |
| ビューローベリタスジャパン(株)      | 045-664-3830 |                         |              |

- 長期優良住宅建築等計画の認定に関する相談窓口

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 コールセンター

0120-616-780 (無料)

※相談対応時間：9：30～17：30 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

※想定相談内容：長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

長期優良住宅建築等計画の認定申請関係

認定長期優良住宅に係る税制関係